

総務部長 決裁		役務等支出負担行為要求書								調達要求 番号	管演雑 1	科 目 目細分	防衛力基盤強化推進費 教育訓練費 教育訓練演習費(教訓・雑役)	
要 求 欄								年 月 日		調 達 欄				
会 計 課					関係課 (室)	要 求 元				室 長	補 佐	係 長	係	
課 長	室 長	補 佐	係 長	係		課長等	補 佐	供用官	係					
行 為 名 称		算 出 内 訳			時期、場所、人員、その他									
低濃度排水処理施設運 転管理業務		一式			仕様書のとおり									
備考											契 約 方 式	一 般 指 随 意	根 拠 法 令	会計法第29の3 第 項 予決令第 条 第 項 第 号
												選 定 業 者	契 約 条 件	
												予 定 価 格	総 額	算 出 の 基 礎
総 額												調達説明 日 時	年 月 日 時 分	
備考												入札日時	年 月 日 時 分	
課室名	管理施設課	要求者氏名	西村 拓也	電話番号	2073									

仕 様 書

		調達要求番号	管演雑 1
品 名	数 量	備 考	
低濃度排水処理施設 運転管理業務	一式		
1 総則			
(1) 適用範囲			
本仕様書は、低濃度排水処理施設運転管理業務について適用する。			
2 役務に関する要求			
(1) 役務（作業）の条件			
ア 本役務は、本仕様書により実施するものとする。			
イ 実施場所 低濃度排水処理施設（別図第 1 参照） 排水ポンプNo.1～No.14、流量計×1（別図第 2 参照）			
ウ 実施期間及び実施日			
実施期間及び勤務日			
令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日（行政機関の休日に関する法律（昭和 6 3 年法律第 9 1 号）第 1 条第 1 項に規定する行政機関の休日を除く。）。 勤務日は別表 1 のとおりとする。			
エ 実施時間			
平日 0 8 3 0 から 1 7 0 0 の間の原則 4 時間の作業（休憩含まない）とする。 4 時間を超える場合は、他の実施日で調整すること。			
オ 運転管理技術員は、実験排水処理に精通し、高度の技術を兼ね備えていること。 ※「高度の技術」とは、実験排水処理施設の運転管理の経験、知識が豊富であり、 本役務（作業）内容を確実にこなせる技術を言う。			
(2) 役務（作業）内容			
別表 2 のとおりとする。			
3 受託者の責任			
(1) 本業務を円滑に実施するために、受託者は管理責任者（従事者が 2 名以上の場合のみ、 作業に支障のない限りにおいて従事者との兼務を妨げない。）を置くこと。 管理責任者の任務等は別紙第 1 「管理責任者の任務」のとおりとする。			
(2) 管理責任者は、委託内容について確認し、改善事項があれば適切な処置（指導）を講じ、 業務の停滞を招かないようにすること。			
(3) 受託者は、契約後速やかに別紙第 2 「令和 7 年度従事予定者名簿」を契約担当官等へ 提出するものとし、従事予定者に変更がある場合についても同様とする。			
(4) 受託者は、契約締結後速やかに業務実施予定日程表（様式適宜）を契約担当官等へ提出 すること。 なお、作業日程等を変更する必要がある場合には、契約担当官等と協議のうえ、日程等 の変更ができるものとする。			

(5) 受託者は、以下の書類（様式適宜）を契約担当官等へ提出し、勤務日には契約担当官等へ業務報告を行い、故障、不具合箇所を発見した場合には速やかに契約担当官等に報告を行う。

ア 勤務日・勤務時間

イ 運転記録日誌（計器等データ記入）

ウ 運転管理業務日誌

エ 点検・補修報告書

オ 薬品等使用量、在庫量管理報告書

カ 分析業務報告書

4 報告事項

受託者は、請求書提出の都度に「役務完了届（3部）」を作成し、検査官へ提出するものとする。

5 負担区分

本業務に必要な光熱水料等については、官側支給とする。

6 守秘義務の遵守

受託者、管理責任者及び従事者は、業務上知り得た業務内容に関する秘密を第三者に漏らしてはならない。なお、契約終了後及び契約解除後も同様とする。

7 監督・検査

検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領により実施するものとする。

8 その他

(1) 受託者は契約締結後、本業務を支障なく実施するための現状の施設及び機器等の確認を行い、従事者がこれに基づいて円滑に作業をできるよう適切な教育・訓練を実施すること。

また、従事者の校内への立ち入り、車両の乗り入れ等諸手続きは官側規則に基づいて行うこと。

(2) 管理責任者及び従事者は、本業務を円滑に実施するために、受託者の負担により名札（写真入り）を着用するとともに、受託者が発行する身分証明書を常時携帯するものとする。

(3) 受託者、管理責任者及び従事者は、業務に関する仕様書及び官側が提供する資料等の関係資料を官側の許可なしに履行場所以外に持ち出し、または複写・複製してはならない。

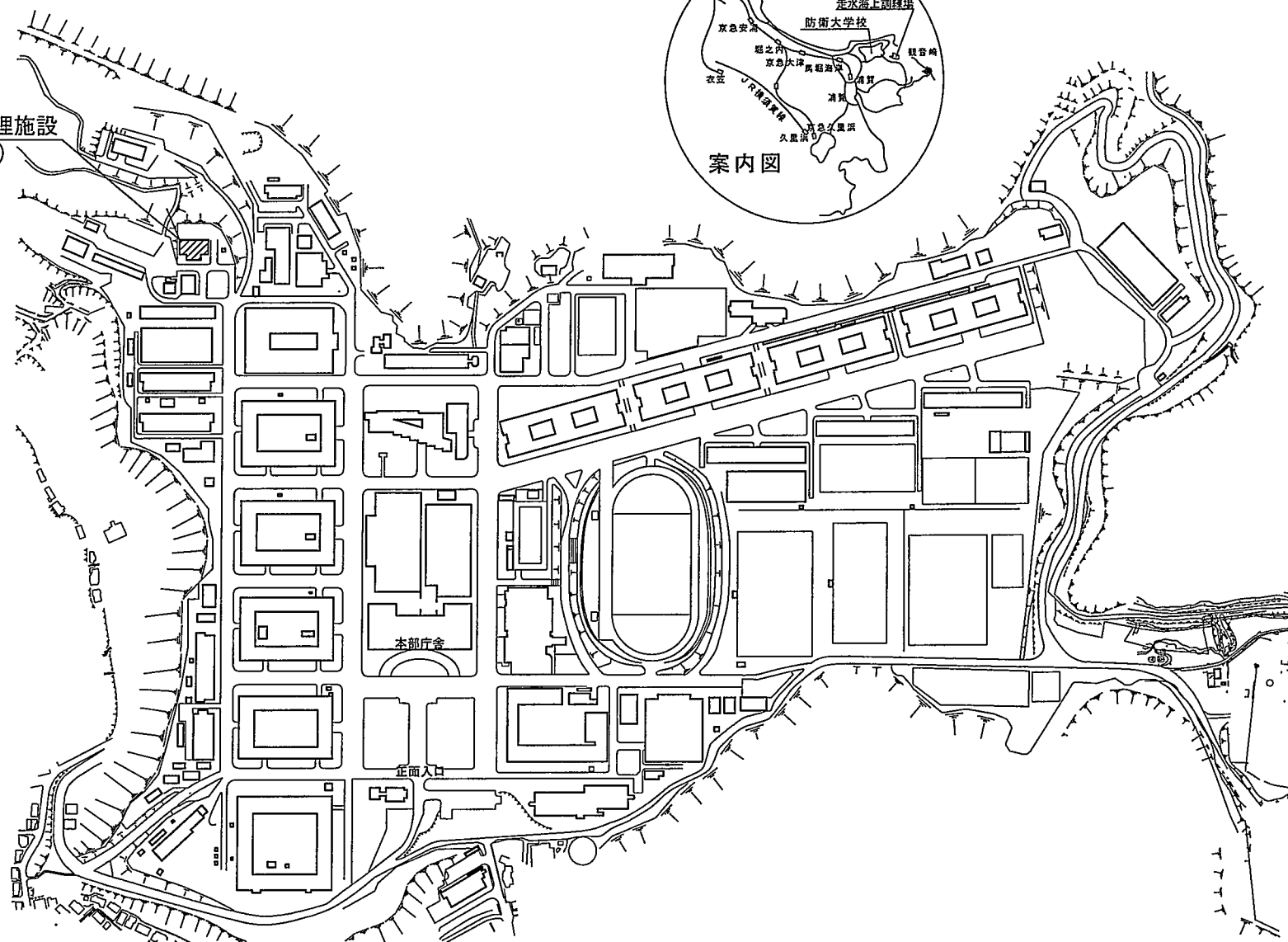
(4) 受託者、管理責任者及び従事者は、本業務の実施に影響を与えられる事故・事件・災害等の緊急事態が発生した場合は、官側との連携を密にし、状況に応じた適切な対応をとるものとする。

(5) 受託者は、管理責任者及び従事者の労務災害及び労務管理に関する全ての事項の責任を負うものとする。

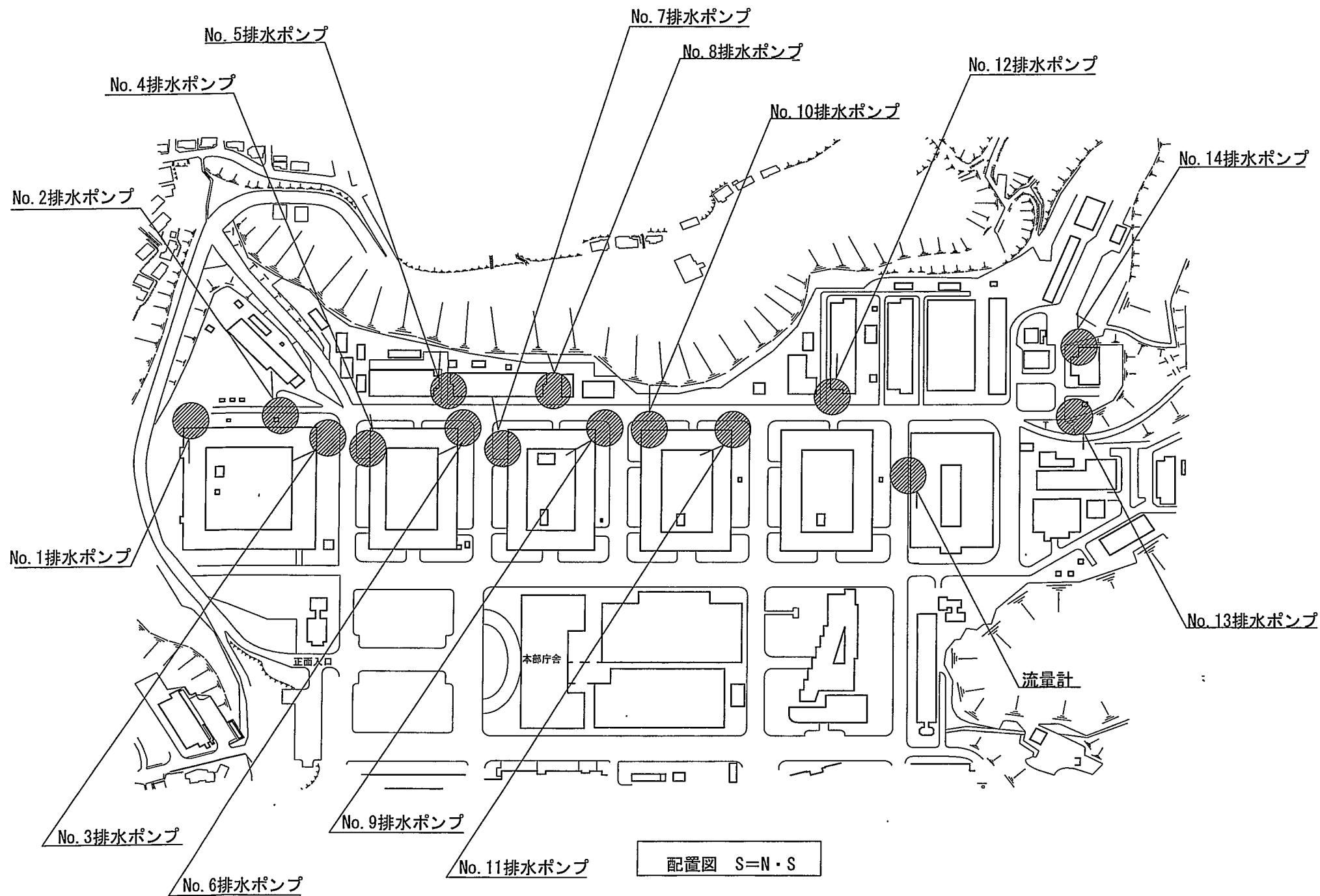
(6) 既存施設等の保護には十分注意すること。万一破損又は汚損させた場合は、受託者の費用負担において速やかに補修等を行い、原状回復すること。

(7) 本仕様書に記載のない事項等及び疑義が生じた場合は、契約担当官等と協議のうえ決定するものとする。

低濃度排水処理施設
(業務場所)



配置図 S=N・S



令和7年度 勤務実施予定表

令和7年	4月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30		計
		火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水		8
	5月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	計
		木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	8
	6月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30		計
		日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月		7
	7月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	計
		火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	8
	8月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	計
		金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	7
	9月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30		計
		月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火		8
	10月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	計
		水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	8
	11月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30		計
		土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日		6
	12月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	計
		月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	8
令和8年	1月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	計
		木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	7
	2月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28				計
		日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土				7
	3月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	計
		日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	9
			◎		◎			◎				◎				◎			◎				◎			◎				◎			91

1 設備機器類の点検確認

(1) 低濃度排水処理施設

設備機器名	作業内容	作業
ポンプ設備 (39台)	- 各部の目視、異常音、振動の点検確認 (内17台) - 電流値の測定 (内17台) - 機器の動作確認 (内24台) - 揚水量点検確認	週1回 週1回 月1回 週1回
ブロー設備 (3台)	- 各部の目視、異常音、振動の点検確認 - 送風量の点検確認 - グリス油の補給	週1回 週1回 適宜
槽(13基)・ 塔(4基)設備	- 各部の目視、液漏有無の点検確認 - 塔の差圧等の点検確認	週1回 週1回
攪拌設備 (10台)	- 各部の目視、異常音、振動の点検確認 (5台) - 機器の動作確認 (5台) - グリス油の補給	週1回 月1回 適宜
制御盤	- 盤内各機器の目視点検確認 - 盤内清掃	週1回 月1回
電磁弁・ 電動弁設備	- 弁類の目視、異常音、異常熱の点検確認 - 動作の点検確認	月1回 月1回
液面計 (レベルス イッチ含む)	腐食度、動作の点検確認	週1回
計測設備 (PH計5台・流量計 2台・温度計1台)	- 各部の目視点検確認 - 電極保護管、電極の腐食点検及び清掃 - PH計の校正作業 - 記録紙、インクの交換	週1回 月2回 月1回 適宜
配管設備	各部の目視点検確認	週1回
脱水機	各部の目視、異常音、振動の点検確認	週1回

(2) 排水ポンプ No. 1～No. 14

作業内容	作業
・排水ポンプの動作確認(14台)	月1回

2 分析作業

作業内容	作業
・PH値の測定 ・CODの測定 ・DOの測定 ・透視度測定 ・残留塩素測定	週1回

3 薬品補充作業

作 業 内 容	作業
・滅菌剤	月 1 回

4 塔類逆洗作業

洗 浄 箇 所	作業
・活性炭塔 ・Hgキレート塔 ・Meキレート塔 ・砂濾過塔	月 1 回

5 原水水質検査

作 業 内 容	作業
・別表 3 に示す検査項目及び 基準値に基づく水質検査の実 施及び報告	年 1 回

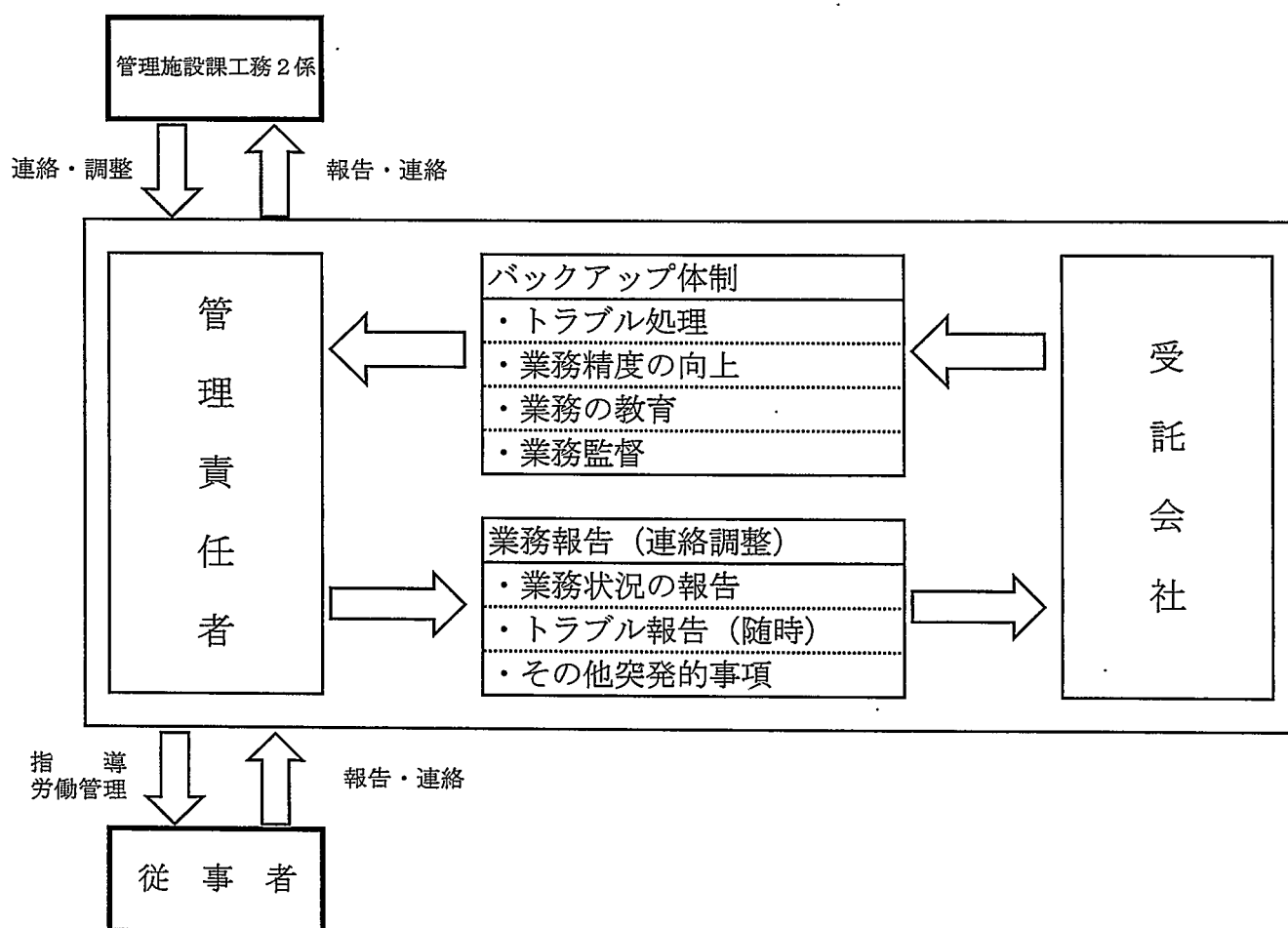
測 定 項 目

(令和 6 年 1 2 月 9 日現在)

No.	項 目	基準値
1	カドミウム	0.03 mg/1以下
2	鉛	0.1 mg/1以下
3	六価クロム	0.5 mg/1以下
4	ヒ素	0.1 mg/1以下
5	総水銀	0.005 mg/1以下
6	トリクロエチレン	0.1 mg/1以下
7	テトラクロエチレン	0.1 mg/1以下
8	ジクロロメタン	0.2 mg/1以下
9	四塩化炭素	0.02 mg/1以下
10	1.2-ジクロロエタン	0.04 mg/1以下
11	1.1-ジクロロエチレン	1.0 mg/1以下
12	シス-1.2-ジクロロエチレン	0.4 mg/1以下
13	1.1.1.-トリクロエタン	3.0 mg/1以下
14	1.1.2.-トリクロエタン	0.06 mg/1以下
15	1.3-ジクロロプロペン	0.02 mg/1以下
16	チ ウ ラ ム	0.06 mg/1以下
17	シ マ ジ ン	0.03 mg/1以下
18	チオベンカルブ	0.2 mg/1以下
19	ベ ン ゼ ン	0.1 mg/1以下
20	セ レ ン	0.1 mg/1以下
21	銅	3.0 mg/1以下
22	亜 鉛	2.0 mg/1以下
23	溶 解 性 鉄	10.0 mg/1以下
24	溶解性マンガン	1.0 mg/1以下
25	ク ロ ム	2.0 mg/1以下
26	全 窒 素	120.0 mg/1以下
27	全りん	16.0 mg/1以下
28	ニ ッ ケ ル	1.0 mg/1以下

管理責任者の任務

- 1 配置目的
低濃度排水処理施設運転管理業務を円滑に実施するために管理責任者を置く。
- 2 任務
 - (1) 従事者の出退勤管理を含む労働時間等の管理及び業務遂行に関する指示等
 - (2) 官側との本業務に係る交渉等
 - (3) 業務日誌及び業務委託実施記録表の提出
- 3 管理責任者の要件
 - (1) 作業全般を統括管理する能力を有し、従事者を監督指導できること。
 - (2) 官側と速やかに連絡調整できる態勢をとれること。
 - (3) 管理責任者の休暇等に対応したシフトの管理ができること。
 - (4) 従事者 2 名以上に限り、上記責任が遂行できることを条件として、従事者との兼任を妨げない（従事者 1 名の場合は管理責任者との兼任はできない。）。
- 4 管理連絡体制



令和 年 月 日 提出

令和 7 年度従事予定者名簿

会社等所在地：

会 社 等 名：

代 表 者 名：

担 当 者 名：

件 名：低濃度排水処理施設運転管理業務

従事場所：防衛大学校管理施設課 ほか

No.	氏名	性別	年齢	備考（参考：資格の有無・経験年数）
1				管理責任者
2				管理責任者代理
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

注：従事予定者について変更がある場合は、その都度修正・提出する。なお、従事者の変更に関しては、備考欄に記述する。（例：「防大太郎」から変更）